

### 3 機構・分掌事務及び職員配置の状況

#### (1) 機構・分掌事務

#### 本 庁

##### ア 機構・分掌の変更

平成20年4月に、税制改正に関する国等との調整業務対応のため税制部に副参事（税制改正担当）を設置した。また、徴収初動業務の一部委託化及び口座振替事務の集中処理を行うため徴収部に納税推進課を設置した。

平成21年4月に、地方税制の調査研究の充実に伴い、税制部に副参事（税制調査担当）を設置した。固定資産の評価替えの年ということで平年度に比べ、固定資産評価額に対する納税者からの不服申立ての件数が増えることと予想されることから、税制部評価審査室評価審査係と資産税部計画課特別対策係に担当係長を設置し、体制の整備を行った。

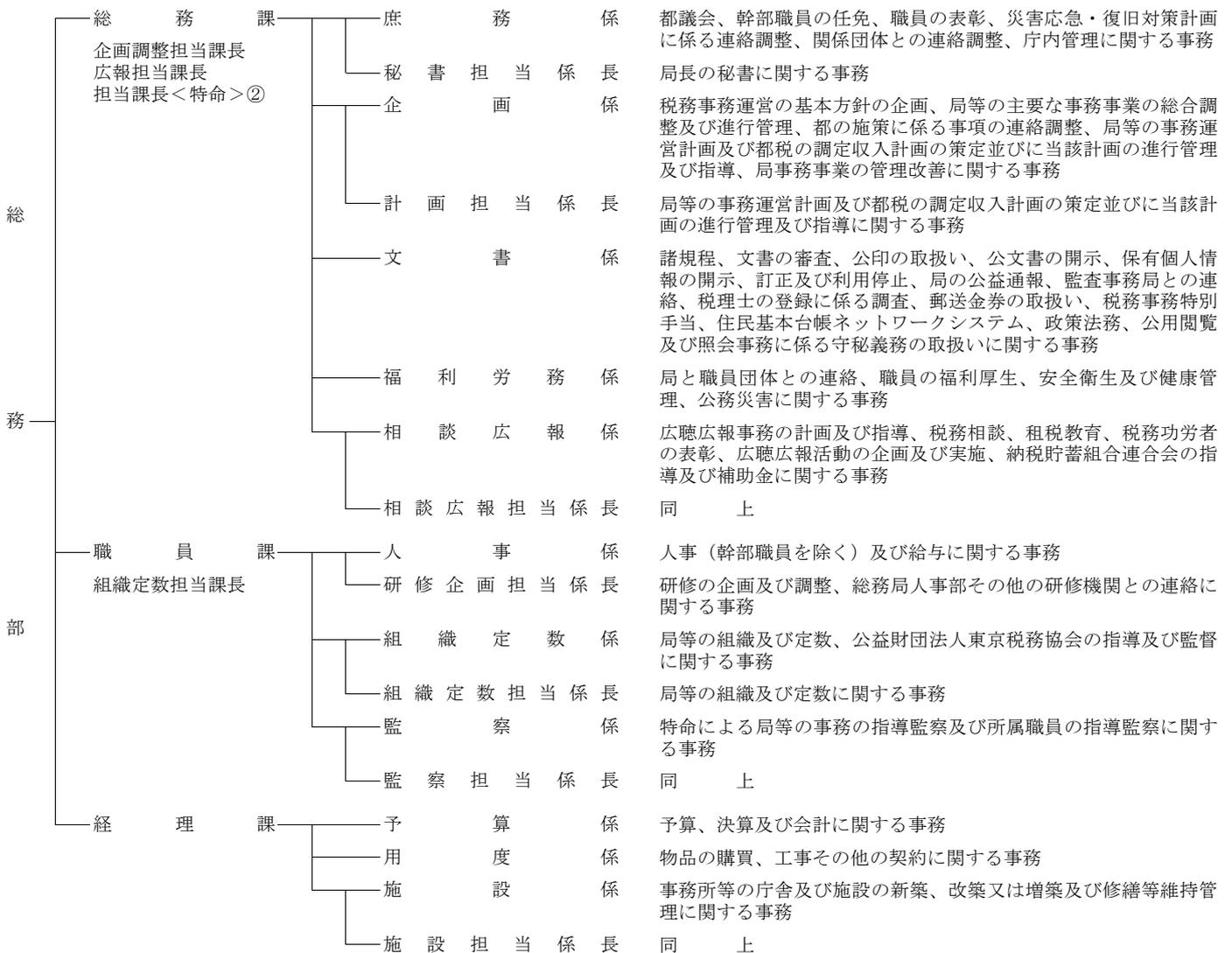
平成22年4月に、個人事業税国税データ連携等諸課題への対応として、課税部課税指導課に個人事業税担当係長を設置した。

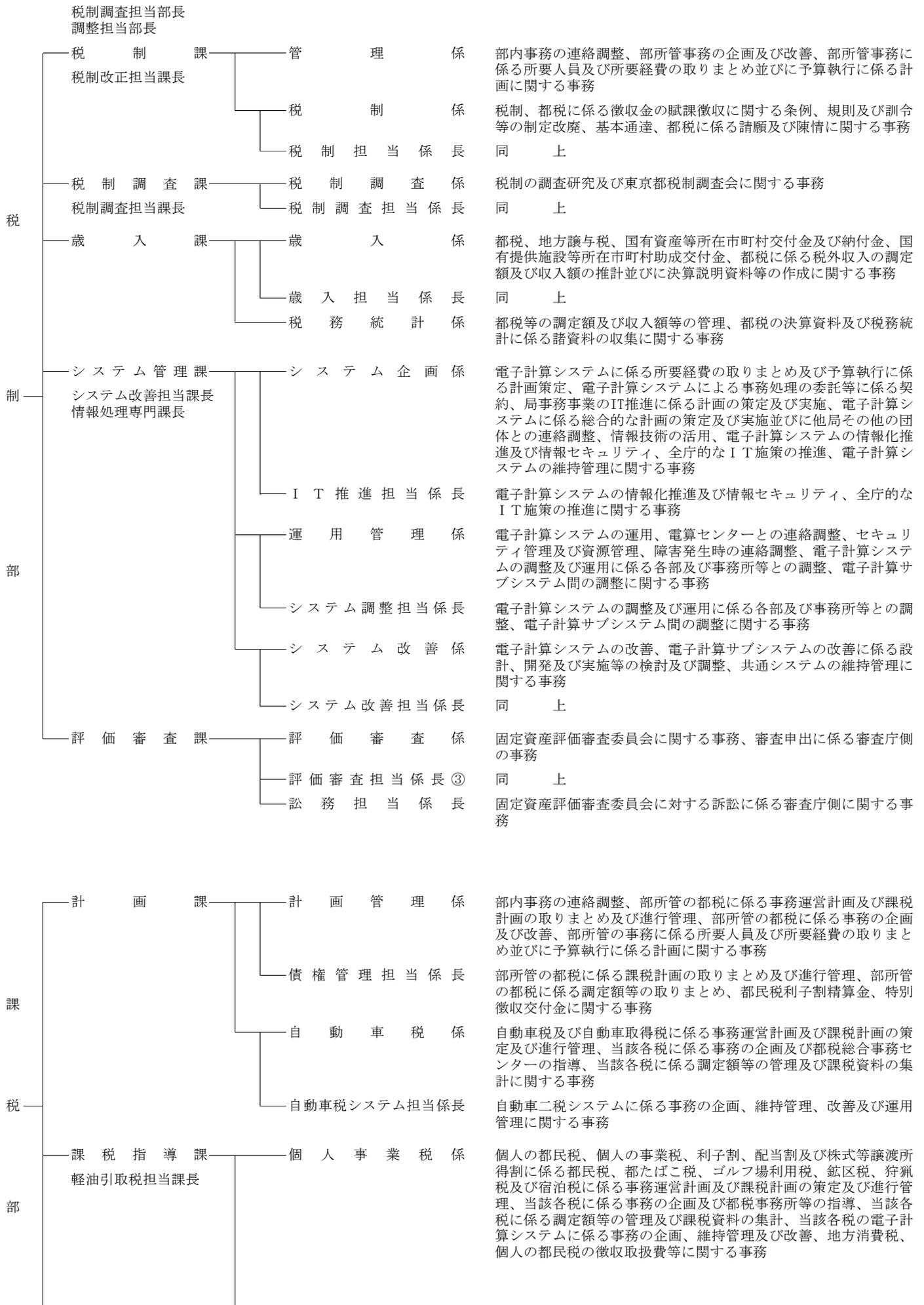
平成23年4月に、軽油引取税の課税事務と不正軽油の調査を一体的に取り組みすることを目的として課税部軽油調査課を同部課税指導課に統合するとともに、調査事務の一部を都税事務所に移管した。

平成24年4月に、低迷する個人都民税の徴収率向上を目指して、区市町村ごとに協働で課題を分析し、その対策を検討するため、徴収部個人都民税対策課支援係に企画調整担当係長を設置した。

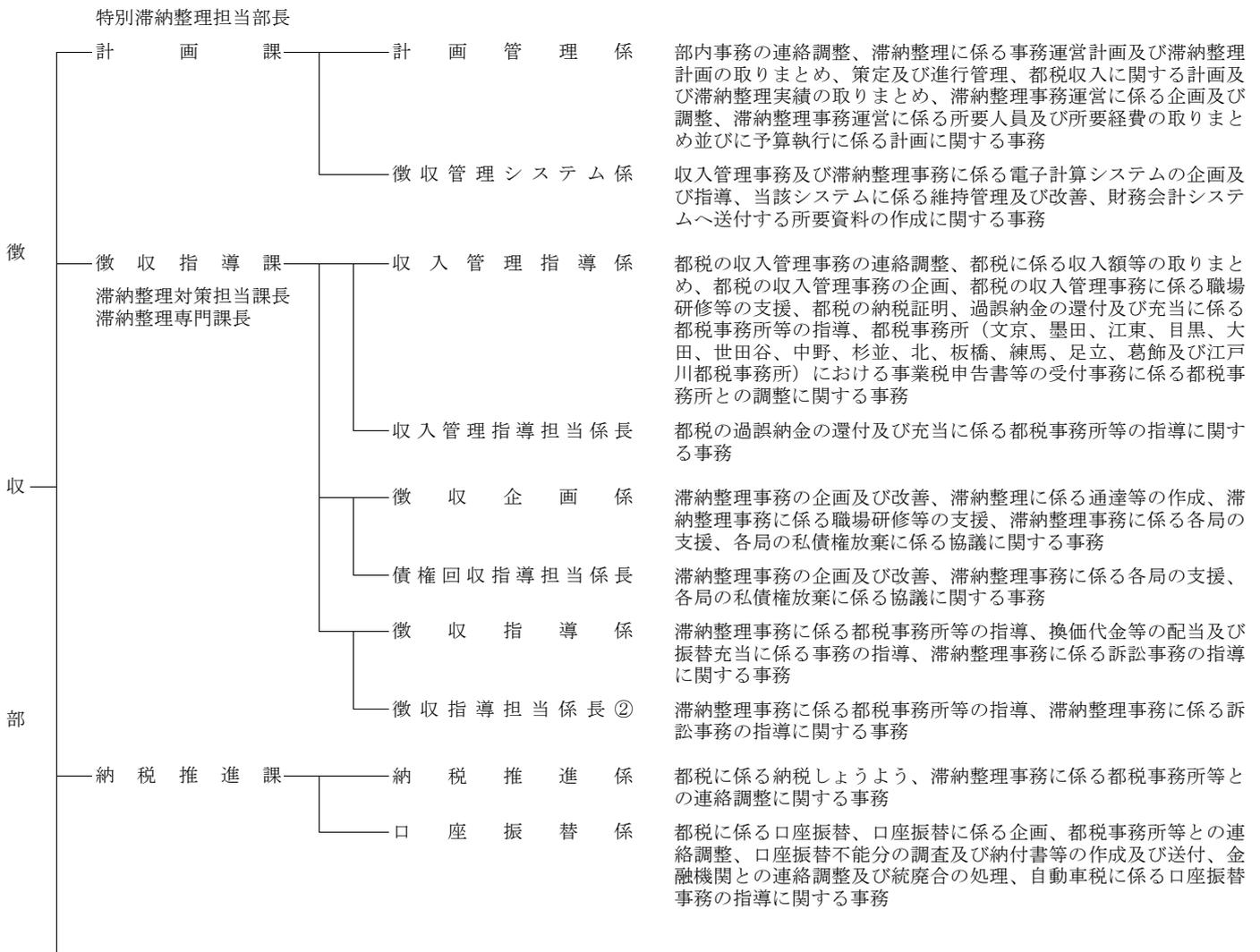
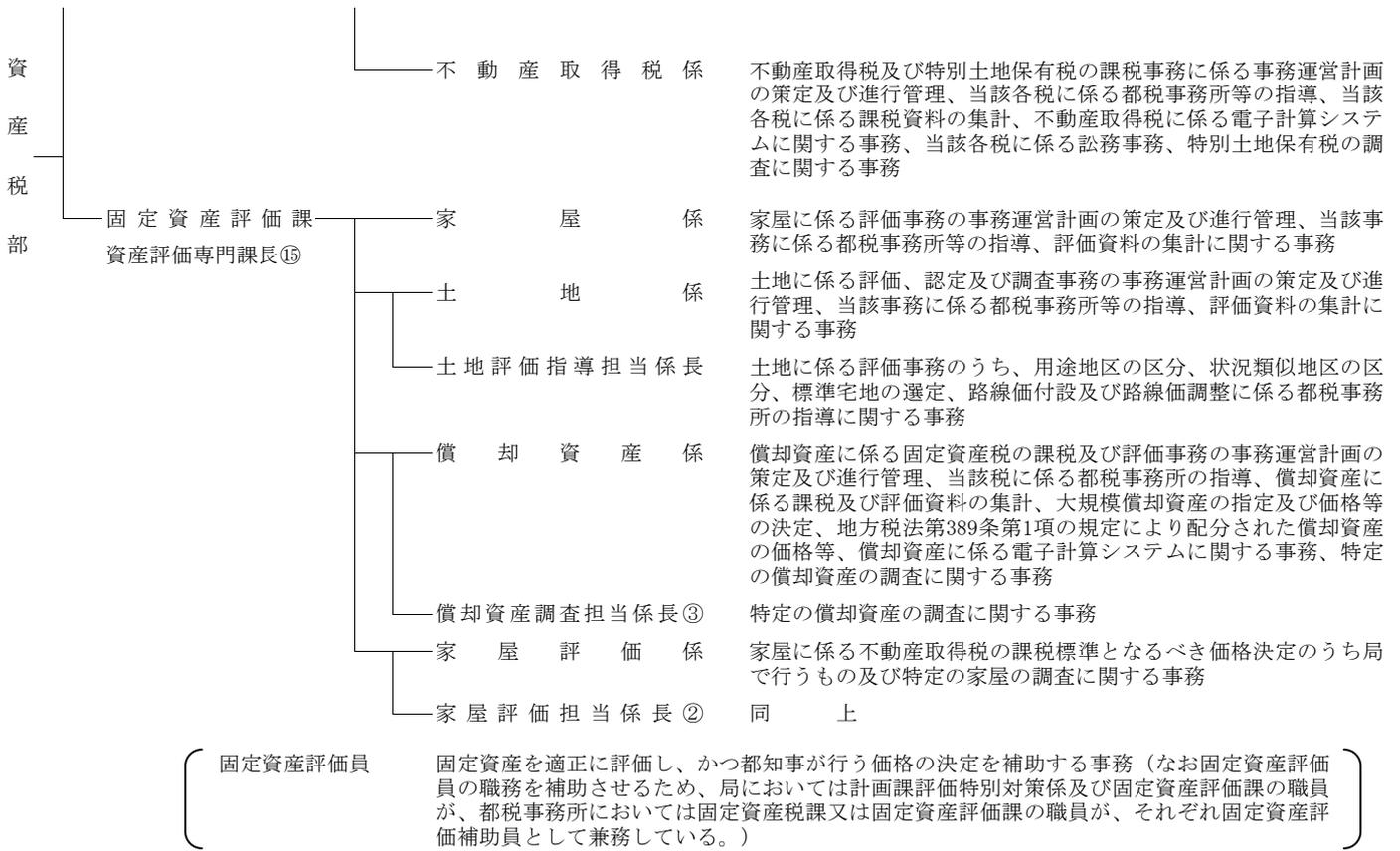
イ 平成24年4月1日現在の機構・分掌事務は、次のとおりである。

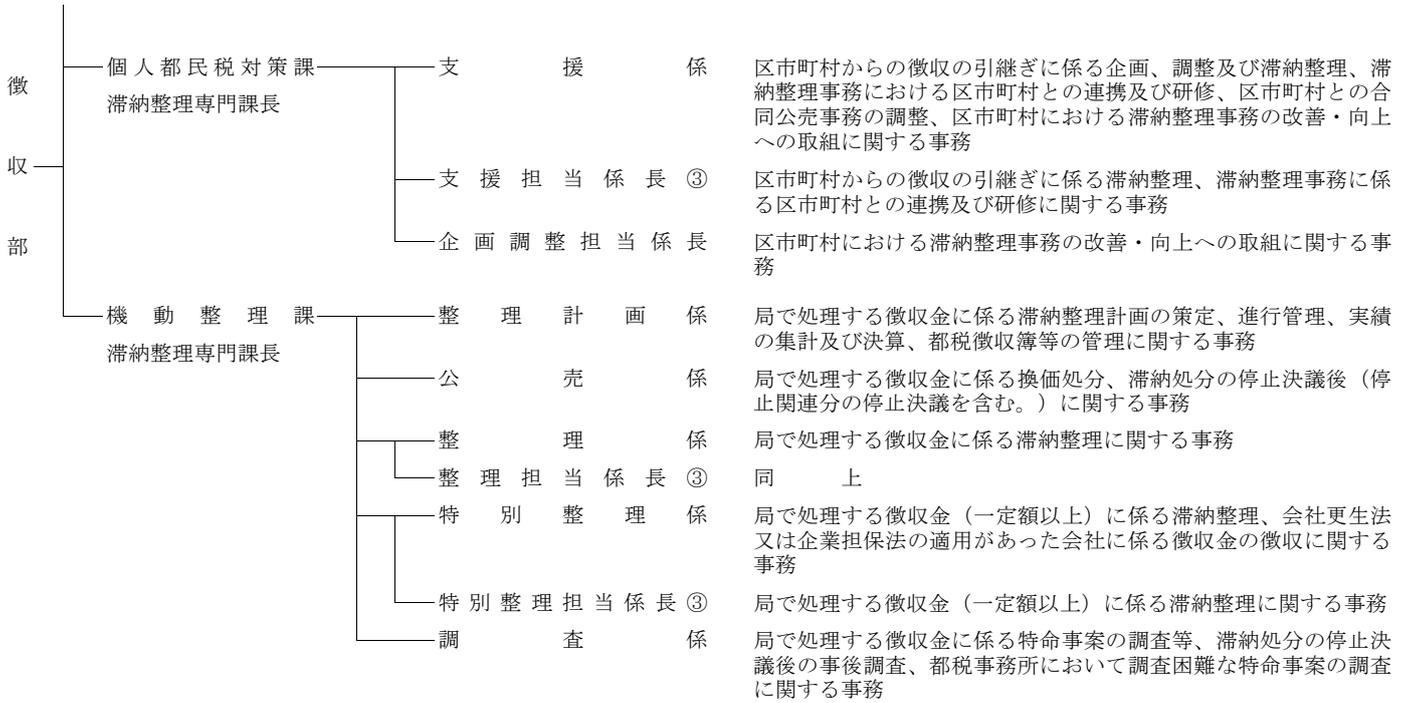
#### 主税局各部課係分掌事務概要





課 税 部	課	軽油引取税係	軽油引取税の課税事務に係る事務運営計画及び課税計画の策定及び進行管理、当該税の課税事務に係る事務の企画及び都税事務所等の指導、当該税の課税事務に係る調定額等の管理、当該税に係る課税資料の集計、当該税の課税事務に係る他道府県等との調整、当該税の課税事務に係る資料収集、軽油流通情報管理システムの利用に関する事務
		調査指導係	軽油引取税の調査事務に係る事務運営計画の策定及び進行管理、当該税の調査事務に係る事務の企画及び都税事務所等の指導、当該税の調査事務に係る他道府県及び関係機関等との調整、当該税の調査事務に係る資料収集に関する事務
		調査指導担当係長	軽油引取税の調査事務に係る事務の企画及び都税事務所等の指導、当該税の調査事務に係る他道府県及び関係機関等との調整、当該税の調査事務に係る資料収集に関する事務
		広域調査係	軽油引取税に係る広域な調査、当該税の広域な調査に係る他道府県及び関係機関等との調整、定量及び性状分析に基づく試料の分析に関する事務
		広域調査担当係長②	軽油引取税に係る広域な調査、当該税の広域な調査に係る他道府県及び関係機関等との調整に関する事務
	法人課税指導課 外形課税担当課長	調整係	法人の都民税及び法人の事業税（地方法人特別税を含む。以下同じ。）（以下「法人二税」という。）に係る事務運営計画及び課税計画の策定及び進行管理、法人二税に係る調定額等の管理及び課税資料の集計に関する事務
		法人事業税係 自主決定指導担当係長	法人二税に係る事務の企画及び都税事務所等の指導に関する事務 地方税法第72条の41及び第72条の24の4の規定による法人の法人二税に係る事務の企画及び都税事務所等の指導に関する事務
		外形課税指導担当係長	地方税法第72条の41の2の規定による法人の法人二税に係る事務の企画及び都税事務所等の指導に関する事務
		電算指導係	法人二税システムに係る事務の企画及び都税事務所等の指導、法人二税システムに係る維持管理及び改善に関する事務
		事業所税係	事業所税に係る事務運営計画及び課税計画の策定及び進行管理、当該税に係る事務の企画及び都税事務所等の指導、当該税に係る調定額等の管理及び課税資料の集計、事業所税システムに係る維持管理及び改善に関する事務
査 察 課	査察調査第一係	都税の犯則取締りに係る実施計画の策定及び進行管理、犯則情報の収集、分析及び整備保管、都税の犯則取締りに関する調査及び処分に関する事務	
	査察調査担当係長②	都税の犯則取締りに関する調査及び処分に関する事務	
	査察調査第二係	同上	
	査察調査担当係長②	同上	
資 産 税 部	計 画 課 審査申出担当課長	計画管理係	部内事務の連絡調整、部所管の都税に係る事務運営計画及び課税計画の取りまとめ及び進行管理、部所管の都税に係る事務の企画及び改善、部所管の事務に係る所要人員及び所要経費の取りまとめ並びに予算執行に係る計画に関する事務
		減免指導係	部所管の都税に係る減免及び課税免除並びにこれらに関する事務運営計画の策定及び都税事務所等の指導に関する事務
		評価特別対策係	審査の申出に係る弁明書作成等の事務運営計画の策定及び都税事務所等の指導、審査申出に係る評価庁側に関する事務、固定資産税及び都市計画税に係る審査請求及び訴訟に関する事務
		評価特別対策担当係長③	同上
固 定 資 産 税 課	固定資産税係	固定資産税及び都市計画税の課税事務に係る事務運営計画の策定及び進行管理、当該各税に係る都税事務所の指導、当該各税に係る課税資料の集計、部所管の都税に係る窓口事務等の企画及び都税事務所の指導、部所管の都税に係る調定額等の管理並びに課税実績等の集計及び諸統計、国有資産等所在市町村交付金等に係る事務運営計画の策定及び進行管理、当該対象資産の調査、評価及び交付請求、国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する事務	
	交付金担当係長	国有資産等所在市町村交付金等に係る事務運営計画の策定及び進行管理、対象資産の調査、評価及び交付請求、国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する事務	
	電算指導係	部所管の都税の電子計算システムに係る事務の企画及び事務運営計画の策定、当該システムに係る都税事務所等の指導及び維持管理に関する事務	





## 都 税 事 務 所

### ア 機構・分掌の変更

平成20年4月に、課税部門の事務執行体制の効率化を図るため法人事業税事務をブロック11所（千代田、中央、港、新宿、台東、品川、渋谷、豊島、荒川、八王子、立川）で集中処理することとし、区部14所の法人事業税係を廃止した。また、法人調査係及び事業所税係においてもブロック4所（千代田、中央、港、新宿）に事務を集約する組織再編を行い、より効率的な執行体制とした。

平成21年4月に、課税部門の事務執行体制の効率化を図るため個人事業税業務をブロック11所（千代田、中央、港、新宿、台東、品川、渋谷、豊島、荒川、八王子、立川）で集中処理することとし、区部14所の個人事業税係を廃止した。また、外形標準課税制度の全件調査終了に伴い、平成21年度以降は適正・公平な課税、税収確保を目的とする調査を重点的に実施していくことから、千代田都税事務所に専門副参事（法人調査担当）を設置した。

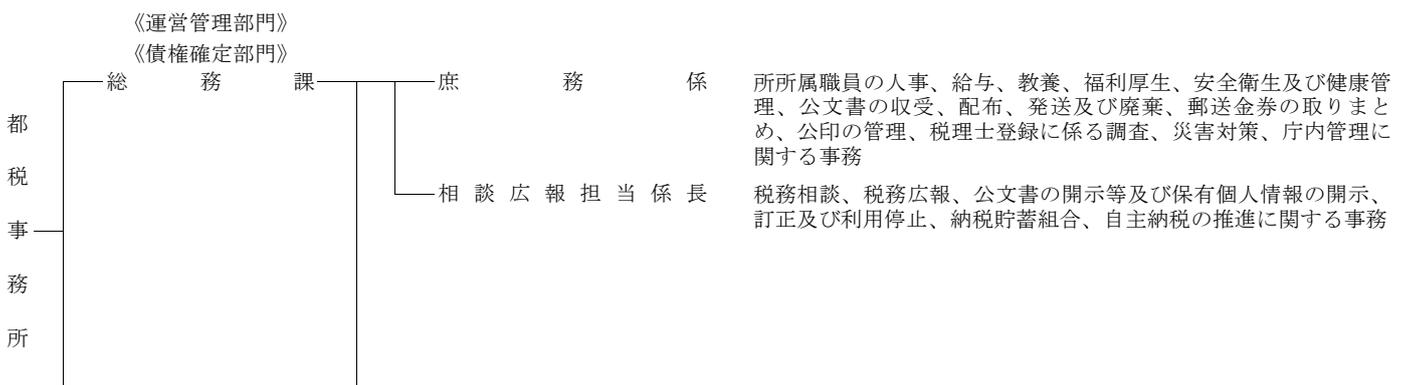
平成22年4月に、区部5都税事務所（大田、世田谷、練馬、足立、江戸川）の納税課について、徴収部門の運用体制を一体化することで執行体制の効率化を図るため、徴収課に統合して一課体制とした。また、法人調査体制の充実のため、新宿都税事務所に専門副参事（法人調査担当）を設置した。

平成23年4月に、専門知識を活かした困難案件の処理及び職員の育成を目的として中央都税事務所に法人調査専門課長を設置した。

平成24年4月に、多摩都税支所4所について、業務実態に合わせ収納調査係を受付相談係へ統合し1係制にするとともに、非常勤職員を活用して窓口事務の円滑化を図るために執行体制の効率化を図った。

イ 平成24年4月1日現在の機構・分掌事務は、次のとおりである。

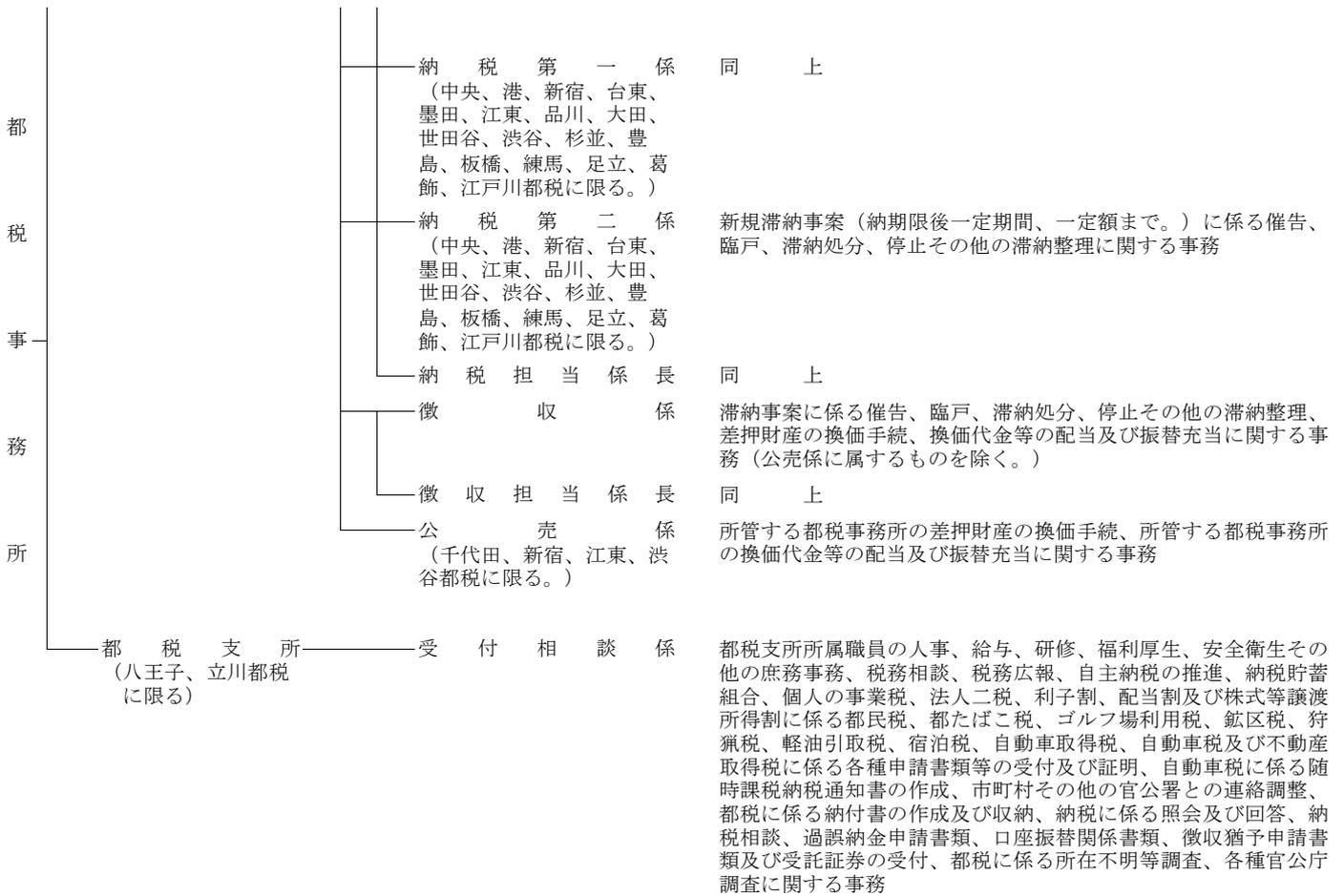
### 都税事務所各課係分掌事務概要



都	税	計 画 経 理 係 (千代田、中央、港、新宿、台東、品川、渋谷、豊島、荒川、八王子、立川都税に限る。)	所の事務運営計画及び調定収入計画の策定及び進行管理、都税の調定額及び収入額の取りまとめ、都税の決算、電子計算システムに係る搬出入資料の受払い、特別徴収交付金等の交付及び実績の集計、所の歳出に係る予算及び決算、所の会計、所の財務会計、所内の電算機器類の維持管理及び障害発生時の連絡調整、物品の購買、工事その他の契約、用品の請求、物品の出納及び管理、庁舎及び施設の維持、所で使用する自動車等の維持、手数料の徴収、収入証紙の還付、個人の都民税に係る徴収取扱費等の交付に関する事務	
		計 画 経 理 係 (文京、墨田、江東、目黒、大田、世田谷、中野、杉並、北、板橋、練馬、足立、葛飾、江戸川都税に限る。)	所の事務運営計画及び調定収入計画の策定及び進行管理、都税の調定額及び収入額の取りまとめ、都税の決算、電子計算システムに係る搬出入資料の受払い、特別徴収交付金等の交付及び実績の集計、所の歳出に係る予算及び決算、所の会計、所の財務会計、所内の電算機器類の維持管理及び障害発生時の連絡調整、物品の購買、工事その他の契約、用品の請求、物品の出納及び管理、庁舎及び施設の維持、所で使用する自動車等の維持、手数料の徴収、収入証紙の還付、個人の都民税の課税、個人の都民税に係る徴収取扱費等の交付、個人の都民税に係る事務運営計画及び課税計画の策定及び進行管理に関する事務	
		軽 油 引 取 税 係 (江東都税に限る。)	軽油引取税の課税、当該税に係る事務運営計画及び課税計画の策定及び進行管理、当該税に係る調査、免税証の交付、特別徴収交付金の交付額の決定に関する事務	
		軽 油 引 取 税 担 当 係 長 (江東都税に限る。)	同 上	
事	務	《債権確定部門》 事 業 税 課 (千代田、中央、港、新宿、台東、品川、渋谷、豊島、荒川、八王子、立川都税に限る。)	個人事業税係 (千代田都税に限る。)	個人の都民税、個人の事業税、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割に係る都民税、都たばこ税、ゴルフ場利用税、鉦区税、狩猟税及び宿泊税の課税、当該各税に係る事務運営計画及び課税計画の策定及び進行管理、特別徴収交付金の交付額の決定、個人の都民税に係る徴収取扱費の決定、自動車取得税の申請書類の受付、自動車税に係る返戻調査、申請書類の受付及び随時課税納税通知書等の作成、宿泊税に係る特別徴収義務者等に対する検査及び調査に関する事務
		宿 泊 税 担 当 係 長 (千代田都税に限る。)	宿泊税の課税、当該税に係る事務運営計画及び課税計画の策定及び進行管理、当該税に係る特別徴収義務者等に対する検査及び調査に関する事務	
		個人事業税係 (中央、港、新宿、台東、品川、渋谷、豊島、荒川、八王子、立川都税に限る。)	個人の都民税、個人の事業税、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割に係る都民税（中央都税を除く。）、都たばこ税、ゴルフ場利用税、鉦区税及び狩猟税の課税、当該各税に係る事務運営計画及び課税計画の策定及び進行管理、特別徴収交付金の交付額の決定、個人の都民税に係る徴収取扱費の決定、自動車取得税の申請書類の受付、自動車税に係る返戻調査、申請書類の受付及び随時課税納税通知書等の作成、宿泊税の申告受付に関する事務	
		都 民 税 利 子 割 係 (中央都税に限る。)	利子割、配当割及び株式等譲渡所得割に係る都民税の課税、当該税の事務運営計画及び課税計画の策定及び進行管理に関する事務	
		軽 油 引 取 税 係 (中央、港、新宿、立川都税に限る。)	軽油引取税の課税、当該税に係る事務運営計画及び課税計画の策定及び進行管理、当該税に係る調査、免税証の交付、特別徴収交付金の交付額の決定に関する事務	
		軽 油 引 取 税 担 当 係 長 (中央、港、新宿、立川都税に限る。)	同 上	
		法 人 事 業 税 係 (荒川都税に限る。)	法人二税の課税及び事業所税の申告受付、法人二税に係る事務運営計画及び課税計画の策定及び進行管理、法人二税に係る調査等に関する事務	
		法 人 事 業 税 第 一 係 (台東、品川、渋谷、豊島都税に限る。)	同 上	
		法 人 事 業 税 第 二 係 (台東、品川、渋谷、豊島都税に限る。)	同 上	
		法 人 事 業 税 第 三 係 (渋谷都税に限る。)	同 上	
所	務	法 人 事 業 税 係 (八王子、立川都税に限る。)	法人二税の課税、当該各税に係る事務運営計画及び課税計画の策定及び進行管理、当該各税に係る調査等に関する事務	
		法 人 調 査 係 (立川都税に限る。)	ブロック内の外形課税法人その他の自主決定法人の法人二税に係る調査事務の事務運営計画の策定及び進行管理、当該各税に係る調査、ブロック内都税事務所との連絡調整に関する事務	

都	法人事業税課 (千代田、中央、港、 新宿都税に限る。)	法人調査担当係長 (立川都税に限る。)	ブロック内の外形課税法人その他の自主決定法人の法人二税に係る調査、ブロック内都税事務所との連絡調整に関する事務	
		事業所税第一係 (千代田、中央、港、新宿 都税に限る。)	事業所税の課税及び調査等、当該税に係る事務運営計画及び課税計画の策定及び進行管理に関する事務	
		事業所税第二係 (千代田、中央、港、新宿 都税に限る。)	同 上	
		事業所税調査担当係長 (千代田、中央、港、新宿 都税に限る。)	事業所税の課税及び調査等、当該税に係る事務運営計画の策定及び進行管理に関する事務	
	税	法人調査専門課長 (千代田、中央、港、 新宿都税に限る。)	法人事業税第一係	法人二税の課税、当該各税に係る事務運営計画及び課税計画の策定及び進行管理、当該各税に係る調査等に関する事務
			法人事業税第二係	同 上
		法人事業税第三係 (中央都税に限る。)	同 上	
		法人調査第一係	ブロック内の外形課税法人その他の自主決定法人の法人二税に係る調査事務の事務運営計画の策定及び進行管理、当該各税に係る調査、ブロック内都税事務所との連絡調整に関する事務	
		法人調査第二係	同 上	
		法人調査担当係長	ブロック内の外形課税法人その他の自主決定法人の法人二税に係る調査、ブロック内都税事務所との連絡調整に関する事務	
事	固定資産税課 (区部の都税)	固定資産税係	不動産取得税、固定資産税、特別土地保有税及び都市計画税の課税事務に係る事務運営計画及び課税計画の策定、取りまとめ及び進行管理、当該各税の窓口及び証明、土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税、非課税、課税標準の特例及び減免の認定に関する事務	
		固定資産税担当係長 (港、新宿、江東、品川、 大田、世田谷、渋谷、杉 並、板橋、練馬、足立、葛 飾、江戸川都税に限る。)	土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税、非課税、課税標準の特例及び減免の認定、当該各税に係る事務運営計画及び課税計画の策定及び進行管理に関する事務	
	務	不動産取得税係	不動産取得税及び特別土地保有税の課税、非課税、課税標準の特例及び減免の認定、不動産取得税に係る事務運営計画の策定及び進行管理に関する事務	
			資産評価係 (千代田、中央、文京、台 東、墨田、江東、品川、目 黒、渋谷、中野、豊島、 北、荒川、板橋、葛飾都税 に限る。)	土地、家屋及び償却資産の評価に係る事務運営計画の取りまとめ、家屋の評価、家屋の評価に係る事務運営計画の策定及び進行管理、家屋実地調査実施計画の策定及び進行管理に関する事務
		家屋評価担当係長 (千代田、中央、文京、台 東、墨田、江東、品川、目 黒、渋谷、中野、豊島、 北、荒川、板橋、葛飾都税 に限る。)	家屋の評価、家屋調査票の作成、家屋捕捉資料の収集及び整理に関する事務	
			土地係 (千代田、中央、文京、台 東、墨田、江東、品川、目 黒、渋谷、中野、豊島、 北、荒川、板橋、葛飾都税 に限る。)	土地の評価、認定及び調査、当該事務に係る事務運営計画の策定及び進行管理に関する事務
		土地評価担当係長 (千代田、中央、文京、台 東、墨田、江東、品川、目 黒、渋谷、中野、豊島、 北、荒川、板橋、葛飾都税 に限る。)		土地に係る評価事務のうち、用途地区の区分、状況類似地区の区分、標準宅地の選定及び路線価調査、当該調査に係る事務運営計画の策定及び進行管理に関する事務
			償却資産係 (千代田、中央、文京、台 東、墨田、江東、品川、目 黒、渋谷、中野、豊島、 北、荒川、板橋、葛飾都税 に限る。)	償却資産に係る固定資産税の課税、非課税、課税標準の特例及び減免の認定、償却資産の評価及び調査、償却資産に係る事務運営計画の策定及び進行管理に関する事務
		償却資産調査担当係長 (千代田、中央、品川、渋 谷都税に限る。)		償却資産に係る固定資産税の課税、非課税、課税標準の特例及び減免の認定、償却資産の評価及び調査に関する事務

都	税	固定資産評価課 (港、新宿、大田、世田谷、杉並、練馬、足立、江戸川都税に限る。)	資産評価係	土地、家屋及び償却資産の評価に係る事務運営計画の取りまとめ、家屋の評価、家屋の評価に係る事務運営計画の策定及び進行管理、家屋実地調査実施計画の策定及び進行管理に関する事務
			家屋評価担当係長	家屋の評価、家屋調査票の作成、家屋捕捉資料の収集及び整理に関する事務
			家屋評価係 (大田、世田谷、杉並、練馬、足立、江戸川都税に限る。)	家屋の評価、家屋実地調査実施計画の策定及び進行管理、家屋調査票の作成、家屋捕捉資料の収集及び整理に関する事務
			家屋評価担当係長	家屋の評価、家屋調査票の作成、家屋捕捉資料の収集及び整理に関する事務
			土地係	土地の評価、認定及び調査、当該事務に係る事務運営計画の策定及び進行管理に関する事務
	事	資産税課 (八王子、立川都税に限る。)	不動産取得税第一係	不動産取得税の課税、非課税、課税標準の特例及び減免の認定、当該税に係る事務運営計画及び課税計画の策定及び進行管理、家屋捕捉資料の収集及び整理、家屋の価格の決定、市町村との連絡調整に関する事務
			不動産取得税第二係	同上
			家屋評価係	家屋の評価、家屋調査票の作成、家屋評価区分地域に係る家屋評価総括事務、事務運営計画の策定及び進行管理、市町村との連絡調整に関する事務
			家屋評価担当係長	同上
			徴収課 《徴収部門》 滞納整理専門課長 (千代田、中央、港、新宿、江東、世田谷、渋谷、杉並、板橋、練馬、足立、葛飾、立川都税に限る。)	徴収管理係 (千代田、中央、港、新宿、台東、品川、渋谷、豊島、荒川、八王子、立川都税に限る。)
所	徴収課 《徴収部門》 滞納整理専門課長 (千代田、中央、港、新宿、江東、世田谷、渋谷、杉並、板橋、練馬、足立、葛飾、立川都税に限る。)	管理担当係長 (千代田、中央、港、新宿、台東、品川、渋谷、豊島、荒川、八王子、立川都税に限る。)	徴収猶予、滞納処分の停止決議後の事務、過誤納金の発生確認、申請書類の受付及び実績の集計に関する事務	
		徴収管理係 (文京、墨田、江東、目黒、大田、世田谷、中野、杉並、北、板橋、練馬、足立、葛飾、江戸川都税に限る。)	滞納整理に係る事務運営計画の策定及び進行管理、滞納整理計画の策定及び進行管理、滞納整理実績の統計、都税徴収簿等の管理、督促状の発付、滞納票の作成及び引継ぎ、過誤納金の発生確認、申請書類の受付及び実績の集計、口座振替関係書類の受付、納税証明、法人の都民税、事業税、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割に係る都民税、都たばこ税、ゴルフ場利用税、鉦区税、狩猟税、軽油引取税(江東都税を除く。)、事業所税及び宿泊税に係る受付及び証明、決算てん末復命書の作成、徴収猶予、滞納処分の停止決議後、自動車取得税及び自動車税の申請書類の受付、自動車税に係る随時課税納税通知書及び納期限前の納付書の作成に関する事務	
		管理担当係長 (文京、墨田、江東、目黒、大田、世田谷、中野、杉並、北、板橋、練馬、足立、葛飾、江戸川都税に限る。)	徴収猶予、滞納処分の停止決議後の事務、過誤納金の発生確認、申請書類の受付及び実績の集計、窓口事務に係る調整に関する事務	
		納税係 (千代田、文京、目黒、中野、北、荒川、八王子、立川都税に限る。)	新規滞納事案(納期限後一定期間、一定額まで。)に係る催告、臨戸、滞納処分、停止その他の滞納整理、課の徴収金の取りまとめ及び払込み(領収日付印使用に係る徴収金を除く。)、所における時間外領収の徴収金の取りまとめ及び払込み、納付(納入)の委託に係る有価証券の取りまとめ及び再委託に関する事務	



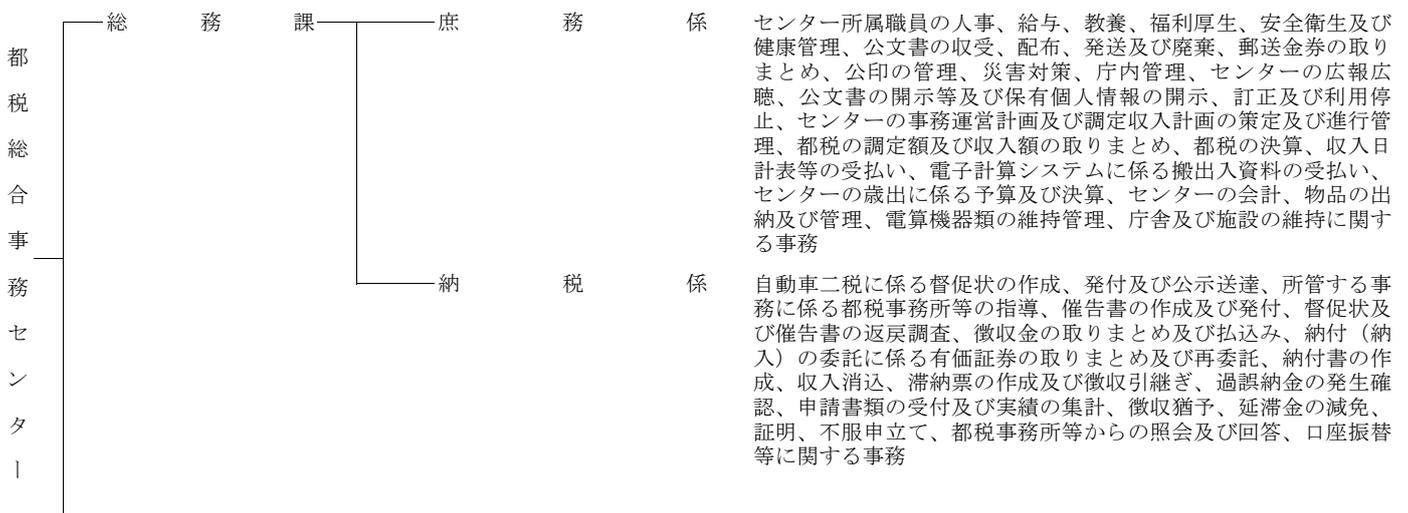
### 都税総合事務センター

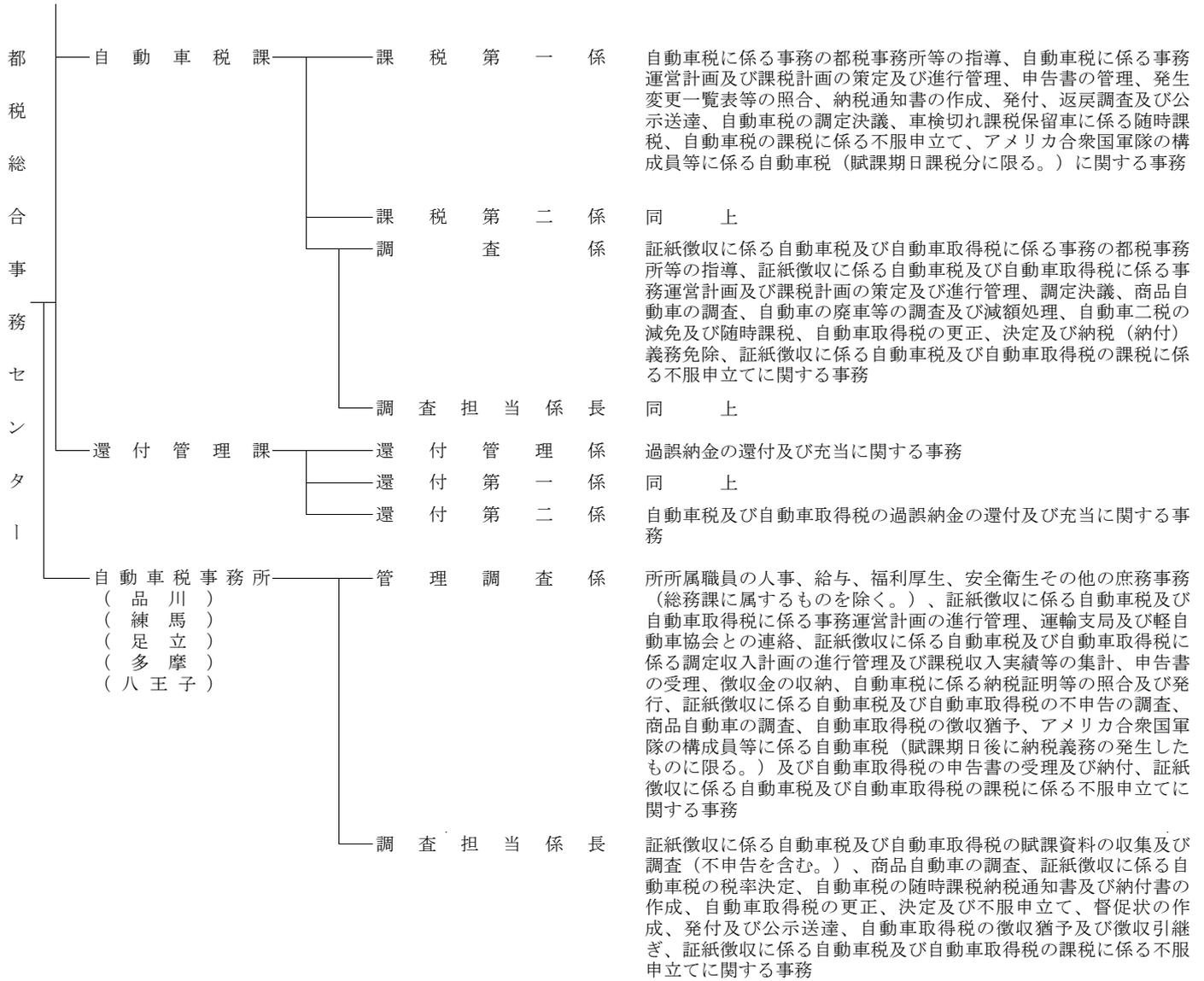
#### ア 機構・分掌の変更

平成19年4月に、自動車税及び自動車取得税に関する納税者への説明責任を明確にし、わかりやすい窓口対応を確保するため、自動車税を所管する自動車税総合事務所及び自動車取得税を所管する自動車税事務所を統合し、都税総合事務センターを新設した。また、徴収部都税還付管理室で行っていた過誤納金の還付又は充当事務及び口座振替事務の安定稼働が図られたため、都税総合事務センターの設置に伴って本庁組織内での運用を終了し、同組織を都税総合事務センター還付管理課に再編した。

イ 平成24年4月1日現在の機構・分掌事務は、次のとおりである。

### 都税総合事務センター各課係分掌事務概要





### 支 庁

平成24年4月1日現在の機構・分掌事務は、次のとおりである。

#### 支庁の税務担当課係分掌事務概要

支 庁 名	税務担当課係	分 掌 事 務	備 考
大 島	総務課税務係	都税の賦課徴収及び犯則取締りに関する事務	
三 宅	総務課行政係	同 上	左の分掌事務の他に各種選挙、村その他の公共団体の行政一般に関する事務を併せて担当している。
八 丈	総務課税務係	同 上	
小 笠 原	総務課行政係	同 上	左の分掌事務の他に各種選挙、村その他の公共団体の行政一般に関する事務を併せて担当している。